

### 検討の経緯

#### 1. 背景と目的

狩猟鳥獣は、現在、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項の規定に基づき、鳥類 29 種類、獣類 20 種類が指定されている。

狩猟鳥獣については、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の5年ごとの見直しに併せて、全国的な鳥獣の生息状況の変化や被害の状況等を踏まえるなど、科学的な知見の下に見直しや検討を行う必要がある。

また、平成24年9月には、ヤマドリ、ウズラ、ヒヨドリ、ツキノワグマ、シマリスの捕獲禁止・制限措置の期限が満了するため、その対応も検討する必要がある。

#### 2. 検討経緯

- 平成24年1月30日 専門家ヒアリング
- 平成24年2月7日 関係団体ヒアリング
- 平成24年2月15日 第1回検討会
- 平成24年3月13日 第2回検討会
- 平成24年3月29日 中央環境審議会野生生物部会
- 平成24年4月6日 パブリックコメント募集開始（～5月7日）
- 平成24年5月8日 公聴会
- 平成24年5月10日 中央環境審議会野生生物部会